

報告第7号

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、次のとおり報告する。

平成30年8月31日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による  
平成29年度健全化判断比率

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------|----------|---------|--------|
| —      | —        | 9.8     | 70.8   |
| 12.63  | 17.63    | 25.0    | 350.0  |

備考

- 1 上段には本市の比率を、下段には早期健全化基準を記載した。
- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、該当がないため「—」を記載した。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による  
平成29年度資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称      | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 水道事業会計       | —      | 20.0    |
| 工業用水道事業会計    | —      |         |
| 病院事業会計       | —      |         |
| 地方卸売市場事業特別会計 | —      |         |
| 下水道事業特別会計    | —      |         |
| 農業集落排水事業特別会計 | —      |         |

備考

- 1 全ての会計において、資金不足比率の該当がないため、「—」を記載した。